出席停止の基準:第2種の感染症にかかった者については病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

分類	病名	出席停止の基準					
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで					
	新型コロナウィルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで					
		特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療					
第	百日咳 	が終了するまで					
	麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで					
2	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、か					
	(おたふくかぜ)	つ、全身状態が良好となるまで					
種	風しん	発疹が消失するまで					
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで					
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで					
	結 核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで					
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで					
	流行性角結膜炎						
第	急性出血性結膜炎						
	コレラ						
3	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで					
	腸管出血性大腸菌感染症						
種	腸チフス						
	パラチフス						
*	感染性胃腸炎	では、よって同じいと数は、 人方ではたとれるよう。 A 2784をごか					
そ	(流行性嘔吐下痢症)	下痢・おう吐症状が軽快し、全身症状が改善されれば登校可能 					
の	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能					
他	手足口病	全身状態がよくなれば登校可能					
の	伝染性紅班 (りんご病)	全身状態がよくなれば登校可能					
感	マイコプラズマ感染症	全身状態がよくなれば登校可能					
染	ヘルパンギーナ	全身状態がよくなれば登校可能					
症	ウイルス性肝炎	A型・E型 肝機能正常化後登校可能					

※ 「その他の感染症」においては、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合、 学校医の意見を聞き、第3種の感染症としての措置をとることができる感染症

## 感染症による出席停止について

次のような疾患に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止扱いとなります。つきましては、診断書、または、下記の受診報告書を医師より記入していただき、登校する際に学校まで提出してください。

## 学校において予防すべき感染症の種類(学校保健安全法施行規則第18条より)

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)及び鳥インフルエンザ(H5N1)
- 第二種 インフルエンザ (H5N1 を除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜熱、急性出血性結膜炎、その他の感染症

## 受診報告書について(依頼)

三重県立木本高等学校校長

学校において予防すべき感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により出 席停止となります。つきましては、下記事項に記入していただきたく、お願い申し上げます。

受診報告書								
	年	組	席。	名前				
1.	病名							
2.	期間令和	年	月	日~	~ 令和	年	月	日まで
上記の疾患により安静・加療が必要と認めます。								
			医纲	療機関名:	令和	年	月	日
			医	師 名:				

医療機関にて証明がいただけない場合は、保護者様が疾患名、出席停止期間、受診した医療機関名 を御記入いただき、下記に御署名ください。

保護者名	/ 白 架 / ・		
1本=生石 石	<b>(口右)</b> .		
	\ <b>       </b>		